

特定非営利活動法人happiness賃金規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人happiness（以下、「この法人」という。）の就業規則第23条の賃金に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、時給制のパートタイマーを除く職員に適用する。

第3条（賃金の構成）

賃金の構成は、次のとおりとする。諸手当は特殊な技能、資格を有する者に対する特殊手当、資格手当、管理職手当に該当がない場合は支給しない。

(1) 基準内賃金

- 1 基本給
- 2 役付手当
- 3 資格手当

(2) 基準外賃金

- 1 各種時間外手当
- 2 通勤手当

第2章 基本給

第4条（基本給）

基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して以下の水準をもとに各人別に決定する。

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 担当職 | 基本給180,000円～250,000円 |
| 2 事業責任者 | 基本給230,000円～300,000円 |
| 3 事務局長 | 基本給230,000円～300,000円 |

第3章 諸手当

第5条（役付手当）

役付手当は、管理監督者および現場のリーダーの地位にある者に対し、その権限、能力、職責等を考慮して次のとおり支給する。

- | | |
|---------|----------------------|
| 1 事業責任者 | 月額30,000円～月額80,000円 |
| 2 事務局長 | 月額40,000円～月額100,000円 |

第6条（資格手当）

資格手当は、次の資格を持ち、その職務に就くものに対し、次のとおり支給する。

- ・社会福祉士 月額13,000円
- ・保育士 月額13,000円
- ・看護師 15,000円
- ・精神保健福祉士 月額13,000円
- ・調理師 月額13,000円

第4章 割増賃金

第7条（割増賃金）

時間外労働に対する割増賃金は、次の計算方法により支給する。

1	時間外労働の割増賃金 基本給+役付手当	×1.25×時間外労働の時間数
1 か月の平均所定労働時間数		
2	休日労働の割増賃金（法定休日に労働させた場合） 基本給+役付手当	×1.35×休日労働の時間数
1 か月の平均所定労働時間数		
3	深夜労働の割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合） 基本給+役付手当	×0.25×深夜労働の時間数
1 か月の平均所定労働時間数		
2	前項の1か月の平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。 (365-年間所定休日日数)×1日の所定労働時間	

12

第5章 休暇・欠勤等

第8条（休暇等の賃金）

有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の看護休暇期間及び介護休業期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

第9条（臨時休業の賃金）

法人側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあつては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

第10条（欠勤等の扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。
月給の場合

基本給÷1か月平均所定労働時間数

（1か月平均所定労働時間数は第6条第2項の算式により計算する。）

第6章 賃金の支払

第11条（賃金の計算期間及び支払日）

賃金は、毎月末日に締め切って計算し、翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に

当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の途中で採用された職員又は退職した職員については、月額賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

第12条（賃金の支払と控除）

賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座又は証券総合口座へ振込により賃金を支払う。

3 次に掲げるものは、賃金から控除する。

1. 源泉所得税
2. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

第13条（賃金の非常時払い）

職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。

1. やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
2. 結婚又は死亡の場合
3. 出産、疾病又は災害の場合
4. 退職又は解雇により離職した場合

第7章 賞与

第14条（賞与）

賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍した正規職員に対し、法人の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

算定対象期間	支給日
12月1日から5月1日まで	7月20日
6月1日から11月30日まで	12月20日

2 前項の賞与の額は、法人の業績及び職員の勤務成績などを考慮して各人ごとに決定する。

附則

1. この規程は、令和5年1月16日から施行する。（令和5年1月16日理事会決議）

附則

この規定は、令和6年5月26日から施行する。（令和6年5月26日理事会決議）